

原議保存期間 1 年  
(令和 8 年 3 月 31 日まで)

警視庁交通部交通総務課長  
警視庁交通部交通規制課長 殿  
各道府県警察本部交通部長  
(参考送付先)

事務連絡  
令和 6 年 5 月 13 日  
警察庁交通局交通規制課理事官

警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部広域調整第二課長

#### 制限外積載許可申請手続の簡素合理化について（事務連絡）

同一の運転行為について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第3項による制限外積載許可（以下単に「制限外積載許可」という。）に加えて、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項による車両の通行の許可又は同法第47条の10第3項による車両の通行可能経路に係る回答（以下「特殊車両通行許可等」という。）が必要となる場合がある。

この場合のうち、高さの制限のみが超えることにより制限外積載許可及び特殊車両通行許可等が必要な場合で、特殊車両通行許可証の写し又は登録車両の通行に関する回答書の写し（以下「特殊車両通行許可証の写し等」という。）を添付して制限外積載許可申請（以下「高さを超過することによる同時申請」という。）があったときには、下記事項に留意し、許可事務の合理化に取り組まれない。

本事務連絡の内容は、国土交通省道路局と調整済みである。

#### 記

##### 1 許可証交付までの期間の短縮及び提出資料の簡素合理化

制限外積載許可の申請に係る審査方法については、「制限外積載許可取扱要領の改正について（通達）」（令和4年5月13日付け警察庁丙規発第7号。以下「令和4年通達」という。）において、「車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。」と示している。

この点、高さを超過することによる同時申請があった場合においては、運転経路中の道路法に規定する道路に高さに起因した運搬に障害となるもの（高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと（以下「高さの観点」という。）については、特殊車両通行許可証の写し等によって疎明できることから、当該書類がある場合には、基本的には、高さの観点について、その他の資料等によって改めて審査をする必要はない。

したがって、こうした場合の審査については、基本的には、車両の構造や積載物といった高さの観点以外の観点に係るものに着目することとし、制限外積載許可証交付までの期間を可能な限り短くするとともに、添付されている特殊車両通行許可証の写し等で確認可能な内容を疎明するための資料を重ねて求めないこと。

なお、道路管理者による特殊車両通行許可等に係る審査は、道路法に規定する道路のみを対象としたものであることから、農道等のそれ以外の道路が運転経路に含まれる場合には、当該道路中に高さ起因した運搬に障害となるものが存在しないか否かについては従来どおりの審査を行う必要があることに留意すること。

## 2 許可期間の柔軟化

同一運転者による定型的に反復、継続して行われる運転行為に係る制限外積載許可の期間については、令和4年通達に基づき、原則として1年以内としているところ、高さを超過することによる同時申請がなされた場合で、かつ、交通管理上支障がないときは、当該許可期間を特殊車両通行許可の期間と同一とすることを妨げるものではない。

## 3 留意事項

特殊車両通行許可等の事前取得や特殊車両通行許可証の写し等の添付がなければ、制限外積載許可申請を行うことができないといった誤解を申請者に与えることのないよう留意すること。また、警察から道路管理者に対する特殊車両通行許可等の内容の問合せは必要最小限に留めるよう留意すること。

## 4 その他

許可が必要となる高さが3.8メートルより低い軽自動車等（以下単に「軽自動車等」という。）の車両に係る制限外積載許可であって、実際に当該許可の対象となる高さが3.8メートルを超えない場合についても、軽自動車等以外の自動車について制限外積載許可が必要な高さが3.8メートルを超える場合であることを踏まえ、軽自動車等の運転経路にそれ以外の自動車が通行できない区間が含まれていない場合には、当該運転経路中の道路に高さ起因した運搬に障害となるものが存在しないことを前提として、車両の構造や積載物といったその他の観点に着目した審査を行うこと。

【本件担当】

企画係 XXXXXXXXXX